

## **<エジプト法務情報>**

# **エジプトにおける各事業形態の 設立手続き、必要書類**

2012年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地情報提供・協力先のベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所／東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）外国法事務弁護士 伊藤（荒井）三奈氏に作成委託し、2012年3月29日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・カイロ事務所  
E-mail：CAR@jetro.go.jp

**JETRO**

## <エジプト法務情報>

### エジプトにおける各事業形態の設立手続き、必要書類

外国企業がエジプトで事業を行う場合、駐在員事務所、支店、株式会社、有限責任会社のいずれかの形態とするのが通常である。以下において、それぞれの設立に関する手続きと必要書類、それに関する留意点等を解説する。

なお、法令等の改正や実務上の取扱いの変更等により、記載内容は随時変更される可能性がある。

#### ■ 駐在員事務所 (Representative Offices)

1. 投資フリーゾーン庁企業局に対して登録を申請する（手数料 1,000 エジプト・ポンド（以下、LE））。必要書類は以下のとおり。

- 定款 ※1
- 駐在員事務所の開設を承認する取締役会決議 ※1
- 申請代行者に対する委任状 ※1
- 駐在員事務所の施設に関する賃貸借契約 ※2
- 業務執行者による証明書（就任を承諾し、法令を遵守することを確約するもの）
- 業務執行者による確認書（市場および製品の製造能力の調査以外の業務を行わない旨確約するもの）
- 業務執行者による確認書（駐在員事務所の情報に変更があった場合に投資フリーゾーン庁投資サービス局に届出を行う旨確約するもの）
- 業務執行者による表明書（会社法第 89 条および第 177 条ないし 180 条に違反した事実がない旨表明するもの）
- 登録費用の受領証
- 銀行の口座残高証明書（駐在員事務所名義の口座の残高が 5,000LE 以上であり、かつ、口座が海外からの外貨送金により維持されている旨証明するもの） ※3
- 保安許可申請書（本社や外国人業務執行者の基本情報を含む）

※1 在外エジプト大使館または領事による認証、エジプト外務省認証局の認証を受け、アラビア語に翻訳する必要がある。

※2 公証役場の日付証明を受ける必要がある。

※3 駐在員事務所の開設手続きの完了前であっても、駐在員事務所名義の銀行口座の開設は可能である。

2. エジプト人従業員について、社会保険局において社会保険加入手続きを取る。必要書類は以下のとおり。
  - 雇用契約書の写し ※
  - 従業員の署名済みの申請書
  - 従業員の出生証明書の写し
  - 従業員の ID の写し※ 原本が求められる場合もある。
3. 労働移住省に対して外国人従業員の雇用を申請する。労働移住省が仮承認書を発行した後に、外国人従業員がエジプトに入国し、居住許可を取得する。
  - ※
  - ※ 上述 2 と並行して手続きを進めることができる。
4. 外国人従業員が、労働移住省から就業許可を取得する（有効期間は 1 年）。※1  
※2
  - ※1 上述 2 と並行して手続きを進めることができる。
  - ※2 有効期間の満了時に、必要に応じて更新を申請する。

## ■ 支店事務所 (Branch Offices)

1. エジプトにおける業務遂行について定める契約を締結する。
2. 商業登記局に登録する（手数料 500LE）。必要書類は以下のとおり。
  - 定款 ※1
  - 直近の監査済貸借対照表
  - 支店の開設、業務執行者の任命および必要な運転資金の提供を承認する取締役会決議 ※1
  - 署名済みの契約書（エジプトにおける業務遂行について定めるもの）
  - 申請代行者に対する委任状 ※1
  - 銀行の口座残高証明書（支店名義の口座の残高が 5,000LE 以上であり、かつ、口座が海外からの外貨送金により維持されている旨証明するもの）  
※2
  - 業務執行者による証明書（就任を承諾し、法令を遵守する旨確約するもの）
  - 業務執行者による確認書（支店の住所または地位が変更された場合に、投資フリーゾーン庁企業局に届出を行う旨確約するもの）
  - 業務執行者による表明書（会社法第 89 条および第 177 条ないし第 180 条に違反した事実がない旨表明するもの）

- 支店事務所の施設に関する賃貸借契約の写し ※3

※1 在外エジプト大使館または領事による認証、エジプト外務省認証局の認証を受け、アラビア語に翻訳する必要がある。

※2 支店所の開設手続きの完了前であっても、支店名義の銀行口座の開設は可能である。

※3 公証役場の日付証明を受ける必要がある。

3. 貿易省の承認を取得する（手数料不要）。必要書類は、上述 2 と同じ。
4. 投資フリーゾーン庁の承認を取得する（手数料不要）。必要書類は、上述 2 と同じ。
5. 投資庁の承認を取得する（手数料不要）。必要書類は、上述 2 と同じ。
6. 投資フリーゾーン庁企業局の外国企業登記原簿に登録する（手数料不要）。必要書類は以下のとおり。
  - 支店登記簿の抄本
7. 税金カードを取得する。
8. 投資フリーゾーン庁企業局に対して保安許可申請書（本社や外国人業務執行者の基本情報を含む）を提出する（手数料不要）。
9. エジプト人従業員について、社会保険局において社会保険加入手続きを取る。必要書類は以下のとおり。
  - 雇用契約書の写し ※
  - 従業員の署名済みの申請書
  - 従業員の出生証明書の写し
  - 従業員の ID の写し

※ 原本が求められる場合もある。
10. 労働移住省に対して外国人従業員の雇用を申請する。労働移住省が仮承認書を発行した後に、外国人従業員がエジプトに入国し、居住許可を取得する。

※

※ 上述 9 と並行して手続きを進めることができる。
11. 外国人従業員が、労働移住省から就業許可を取得する（有効期間は 1 年）。※1  
※2
  - ※1 上述 9 と並行して手続きを進めることができる。
  - ※2 有効期間の満了時に、必要に応じて更新を申請する。

## ■ 株式会社 (Joint Stock Companies)

1. 投資フリーゾーン庁企業局に対して届出を行う（手数料は資本金の 1,000 分の 1 に相当する額。ただし、100LE 以上、1,000LE 以下）。必要書類は以下のとおり。
  - 定款 ※1
  - 申請代行者に対する委任状 ※1
  - 銀行による払込証明書（資本金の 10%以上の払い込みがあった旨を証するもの）
  - 新会社の取締役による表明書（会社法第 89 条および第 177 条ないし第 180 条に違反した事実がない旨表明するもの）
  - 新会社の本店施設に関する賃貸借契約書の写し ※2
  - 保安許可申請書（親会社や外国人取締役の基本情報を含む）
  - 投資フリーゾーン庁による商標証明書（他社の商標と同一ではないことを証明するもの）
  - 設立費用の支払いに関する受領証
- ※1 在外エジプト大使館または領事による認証、エジプト外務省認証局の認証を受け、アラビア語に翻訳する必要がある。
- ※2 公証役場の日付証明を受ける必要がある。
2. 投資フリーゾーン庁企業局から必要書類をすべて受理した旨の証明書が発行される。
3. 署名済みの定款の原本について認証を受ける（手数料は、資本金の 0.25%に相当する額。ただし、10LE 以上、1,000LE 以下）。
4. 定款を投資フリーゾーン庁に提出する。
5. 投資フリーゾーン庁が定款を審査する。
6. 投資フリーゾーン庁に対してサービスフィー（資本金の 1,000 分の 1 に相当する額。ただし、1,000LE 以上、10,000LE 以下）を支払う。
7. 財務監督局の資本証明を取得する（手数料は 100LE）。
8. 定款に対してエジプト弁護士会の認証を受ける（手数料は、資本金の 1,000 分の 5 に相当する額。ただし、120LE 以上、5,020LE 以下）。
9. 財務監督局に対して株式発行に関する手数料を支払う（資本金の 10,000 分の 5 に相当する額。ただし、10,000LE 以下）。

10. 商工会議所から業務ライセンス証を取得し、年次費用（資本金の1,000分の2に相当する額。ただし、2,029LE以下）を支払う。
11. 投資官報により公告する（手数料は200LE）。
12. 商業組合に対して管理費用（250LE）を支払う。
13. 税金カードを取得する。
14. 上述2の証明書を商業登記所に登録する（手数料56LE。必要書類は以下のとおり）。
  - 上述2および5の証明書
15. エジプト人従業員について、社会保険局において社会保険加入手続きを取る。必要書類は以下のとおり。
  - 雇用契約書の写し ※
  - 従業員の署名済みの申請書
  - 従業員の出生証明書の写し
  - 従業員のIDの写し※ 原本が求められる場合もある。
16. 労働移住省に対して外国人従業員の雇用を申請する。労働移住省が仮承認書を発行した後に、外国人従業員がエジプトに入国し、居住許可を取得する。  
※  
※ 上述15と並行して手続きを進めることができる。
17. 外国人従業員が、労働移住省から就業許可を取得する（有効期間は1年）。※1  
※2  
※1 上述15と並行して手続きを進めることができる。  
※2 有効期間の満了時に、必要に応じて更新を申請する。

## ■ 有限責任会社 (Limited Liability Company)

1. 投資フリーゾーン庁企業局に対して届出を行う（手数料は資本金の1,000分の1に相当する額。ただし、100LE以上、1,000LE以下）。必要書類は以下のとおり。
  - 定款 ※1
  - 申請代行者に対する委任状 ※1
  - 銀行による払込証明書（資本金の全額の払い込みがあった旨を証するも

の)

- 新会社の取締役による会社法第 89 条および第 177 条ないし第 180 条に違反した事実がないことの表明書
- 新会社の本店施設の建物に関する賃貸借契約書の写し ※2
- 保安許可申請書（親会社や外国人業務執行者の基本情報を含む）
- 投資フリーゾーン庁による商標証明書（他社の商標と同一ではないことを証明するもの）
- 設立費用の支払いに関する受領証

※1 在外エジプト大使館または領事による認証、エジプト外務省認証局の認証を受け、アラビア語に翻訳する必要がある。

※2 公証役場の日付証明を受ける必要がある。

2. 投資フリーゾーン庁企業局から必要書類をすべて受理した旨の証明書が発行される。
3. 署名済みの定款の原本について認証を受ける（手数料は、資本金の 0.25%に相当する額。ただし、10LE 以上、1,000LE 以下）。
4. 定款を投資フリーゾーン庁に提出する。
5. 投資フリーゾーン庁が定款を審査する。
6. 投資フリーゾーン庁に対してサービスフィー（資本金の 1,000 分の 1 に相当する額。ただし、1,000LE 以上、10,000LE 以下）を支払う。
7. 定款に対してエジプト弁護士会の認証を受ける（手数料は、資本金の 1,000 分の 5 に相当する額。ただし、120LE 以上、5,020LE 以下）。
8. 商工会議所から業務ライセンス証を取得し、年次費用（資本金の 1,000 分の 2 に相当する額。ただし、2,029LE 以下）を支払う。
9. 投資官報により公告する（手数料は 200LE）。
10. 商業組合に対して管理費用（250LE）を支払う。
11. 税金カードを取得する。
12. 上述 2 の証明書を商業登記所に登録する（手数料 56LE）。必要書類は以下のとおり。
  - 上記 2 および 5 の証明書
13. エジプト人従業員について、社会保険局において社会保険加入手続きを取る。

必要書類は以下のとおり。

- 雇用契約書の写し ※
- 従業員の署名済みの申請書
- 従業員の出生証明書の写し
- 従業員の ID の写し

※ 原本が求められる場合もある。

14. 労働移住省に対して外国人従業員の雇用を申請する。労働移住省が仮承認書を発行した後に、外国人従業員がエジプトに入国し、居住許可を取得する。

※

※ 上述 13 と並行して手続きを進めることができる。

15. 外国人従業員が、労働移住省から就業許可を取得する（有効期間は 1 年）。※1

※2

※1 上述 13 と並行して手続きを進めることができる。

※2 有効期間の満了時に、必要に応じて更新を申請する。

( 現地情報提供・協力：バーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所／東京青山・青木・  
 狛法律事務所（外国法共同事業） 外国法事務弁護士 伊藤（荒井）三奈 )